

□■受験対策ミニ講座 16号 2021□■（養成所ニュースプラス第22号）

今年もあと1週間になりました。受験対策ミニ講座は、12月28日に増刊号を配信して本年を締めくくろうと思えます。年明けから試験日までの準備の進め方についてお伝えする予定です。新年は1月7日から配信を再開します。

今回は「更生保護制度」の事例問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかも、あわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【30回150】事例を読んで、医療観察中にD社会復帰調整官がEさんに対して行うことのできた業務として、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事例]

保護観察所のD社会復帰調整官は、医療観察の対象者であるEさんを担当して、指定入院医療機関に入院中の生活環境の調整に始まり、関係機関との連携を図るケア会議を開催した。その後、Eさんは退院し、入院によらない医療を受けながら自宅での生活を行った。その間、精神科病院への一時的入院もあったが、法定期間満了前に処遇の終了を迎えることができた。

1. Eさんの生活環境の調整を保護司に委ねた。
2. Eさんの精神保健観察中に「守るべき事項」を決定した。
3. 開催されたケア会議において、Eさんの退院許可の決定を行った。
4. 入院によらない医療を受けているEさんに対して、「精神保健福祉法」の規定による入院を行うための調整をした。
5. Eさんの指定通院医療機関による医療の終了を決定した。

(注)「精神保健福祉法」とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」のことである。

解説と正答は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(32期生)11月1日(月)に修了に関する書類を発送しています。必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(33期生)教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

11月1日(月)に支給申請書類一式を発送しています。届きましたら内容を確認し、ご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

本養成所からの申請書類を発行するには、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリング代替授業の履修」、「授業料の納入」が必須となります。

・レポート評価票の課題及び課題番号の記入について、未記入や番号違いに注意してください。

また、必ずレポート評価票と原稿用紙はホチキスで留めてください。

・レポート評価票の科目と原稿用紙の科目の付け間違いに注意してください。

受付できない場合があります。

・レポート提出は、郵便事故や封筒の破損を避けるため、極力、郵便局窓口からの提出を推奨しています。

また、必ずコピー(控え)をとってください。

・参考文献及び引用文献の記入について、文献(URL)名のみ等、情報が不足しているレポートが散見されます。

受講の手引きP18-19の「(3)文章作法とルール」や、P22-24の「(5)参考文献・引用文献の表記方法」を確認のうえ必要事項をすべて記入してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第34回国家試験の試験日は、令和4年2月6日（日）です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

・社会福祉振興・試験センターより、新型コロナウイルス感染症対策に関する国家試験当日の注意事項や、対応について情報公開がありました。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=5878>

・中央法規より「2021年度社会福祉士国家試験中央法規全国模試（在宅受験）」のご案内です。

※入金締切日を過ぎていたため、自己採点扱いとなります。

詳しくはこちら→<https://www.chuohoki.co.jp/seminar/social/2969438.html>

・本養成所主催の「受験対策講座」をwebにて開催しております。

受験対策ガイダンス動画、オンデマンド動画（全19科目）の視聴が可能です。また、12月25日（土）より、国家試験直前対策講座（有料）の講義動画の視聴が開始となります。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

※国家試験直前対策講座（有料）については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて順次送付します。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

〔年末年始の休業について〕

下記の日程で通常業務を休業いたします。

ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

なお、12/29以降、お問い合わせいただいた内容等につきましては、1月5日（水）以降、順次ご回答いたします。

<休業期間>

2021（令和3）年12月29日（水）～2022（令和4）年1月4日（火）

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 解説と正答】

今回は、「知識がないと解けないタイプ」の事例問題です。「医療観察中」「社会復帰調整官」「Eさんに行うことができた業務」に注目して1つ選びます。

2003（平成15）年に精神保健福祉法の特別法として成立した医療観察法は2005（平成17）年に施行され、この時から本格的な司法精神医療が始まりました。医療観察法は保安目的ではなく、継続的で適切な医療の確保と対象者の社会復帰を目的としています。

医療観察法に基づく医療観察制度には、保護観察所が関与します。流れを3つの段階（審判、医療、地域生活）で理解するとよいでしょう。保護観察所の役割としては、（1）審判段階の生活環境の調査（2）入院段階の生活環境の調整（3）通院段階の精神保健観察（4）地域社会でのコーディネートが挙げられます。

医療観察制度の業務は、保護観察官の業務とは目的や対象、内容等が異なるため、社会復帰調整官があたります。医療

観察法第 20 条には、「精神障害者の保健及び福祉等に関する専門的知識に基づき従事する」とあり、法務省の社会復帰調整官のパンフレットには、社会福祉士、精神保健福祉士であり、障害者施設に勤務していた方のインタビューが紹介されています。

医療観察制度の処遇の流れには、社会復帰調整官だけではなく、検察官、地方裁判所、鑑定医、指定医療機関（入院・通院）などが関わります。それぞれの業務の内容や範囲を理解しておきましょう。

この問題に降参してしまった方は、選択肢の語尾に注目してください。選択肢 2、3、5 は「決定した」「決定を行った」という断定表現になり、選択肢 1 は「〇〇に委ねた」とあり他職種任せになっています。正答の選択肢 4「調整をした」は、「配慮する」「検討する」など同様の表現になり、「適切なもの」を選ぶ問題では、断定表現よりも正解となる傾向があるようです。加えて選択肢 2、5 は、社会復帰調整官の判断で決定したとなっているのもおかしな記述といえます。

なお、「医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」のことです。

1. ×保護司に委ねることはできません。生活環境の調整に関する事務は、保護観察所長が行います。業務は保護観察所長の指示で社会復帰調整官がその事務に従事します。たとえ一部の事務を保護司に依頼することがあっても権限は保護観察所長にあります。
2. ×「守るべき事項」は医療観察法第 107 条に規定されていて、社会復帰調整官が規定できるものではありません。一定の住居に居住すること、転居や長期旅行は事前に保護観察所長に届け出ることなどがあります。
3. ×ケア会議では決定できません。退院許可には、地方裁判所の決定が必要です。
4. ○医療観察法で指定通院医療機関へ通院している者も、必要に応じて「精神保健福祉法」による入院（措置入院、医療保護入院、任意入院、応急入院）が可能です。社会復帰調整官は「生活環境の調整」として「精神保健福祉法」による入院調整を行うことができます。精神保健福祉法の入院の決定には、本人の同意や精神保健指定医の診察等の条件はありますが、その調整に特別な権限は必要ありません。
5. ×医療の終了の決定は社会復帰調整官ではなく、地方裁判所が決定します。問題文中に法定期間とありますが、地方裁判所で通院決定又は退院許可決定を受けた日から、原則 3 年間（地方裁判所の決定で 2 年を超えない範囲で延長可能）で医療の終了となります。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus